

第4章 地域福祉施策の推進

※各事業の活動指標等の一覧については、資料編に掲載しています。

基本目標1

地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

－ 自助・共助による住民主体のまちづくり －

基本施策 1-1

地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進

現状と課題

本市では、市社協が概ね中学校区ごとに地区社協を発足させ、コミュニティワーカーを配置してきました。町内会を区域とする町内福祉委員会の発足を働きかけ、小地域福祉活動を推進してきました。その結果、平成30年4月1日時点で、すべての町内会において町内福祉委員会（連合も含むと76町内福祉委員会）が発足しています。

各町内福祉委員会では、策定した町内福祉活動計画に基づいて、サロンや昼食会などのふれあい交流活動、介護教室などの学習活動、福祉マップなどの作成、地域での見守り活動などの小地域福祉活動が、地域の実情にあわせて取り組まれています。

しかし、地域特性が異なることから活動状況は様々であり、これまで推進してきた地域での見守り活動をより充実させることが今後の課題です。

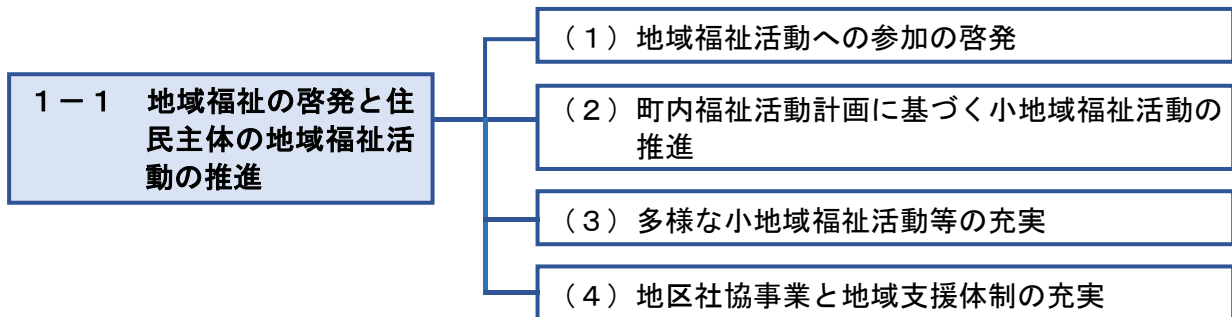
また、町内によっては住民の高齢化に伴い活動の担い手が不足し、地域の町内活動に影響しています。今後は、外国人も含め、ひとり暮らし高齢者のみならず、障害のある人（発達障害を含む）や8050問題、生活困窮者問題などに対して、より専門的な対応が求められようになりつつあることから、福祉関連事業者やNPO等との連携・協働が必要になってきています。

施策方針

- ① 住民が地域福祉活動に主体的に取り組めるよう、福祉や健康に関する情報提供や勉強会等を通じて啓発を図ります。
- ② 当事者が支援者に上手に働きかけること（助けられ上手）や住民が助けを求めやすい環境づくりをすること、積極的に手助けを行うことの重要性について、当事者や住民への周知を図ります。
- ③ 町内福祉活動計画に基づいて、地域の実情に応じた小地域福祉活動を町内福祉委員会が計画的に進められるよう支援します。

- ④ 町内福祉委員会等による多様な小地域福祉活動を推進するため、地区社協事業及び地区社協の組織体制の充実を図ります。

施策体系



推進施策・事業

1-1-1 (1) 地域福祉活動への参加の啓発

- ① 市社協広報紙発行事業
読者の関心の高いテーマの特集記事にするなど、引き続き、地域福祉活動の啓発をするため、毎月、全戸配布を行います。
- ② 町内福祉委員会全体研修会開催事業
地域福祉活動の啓発と住民の主体的活動を展開するうえで必要な先進事例に関する情報提供を進めます。
- ③ 地区社協地域福祉活動勉強会開催事業
地域福祉活動を展開するうえで有益な情報を提供します。
- ④ 町内会の必要性の啓発と町内会への加入促進
市公式ウェブサイトや市広報紙、転入手続時におけるチラシの配布など、多様な手段によって町内会の必要性や加入促進のための啓発を進めます。
- ⑤ 外国人住民に対する地域情報等の提供
市内在住の外国人が地域の一員として地域活動等に参加するよう促すため、生活情報や地域情報の提供に努めます。

1-1-1 (2) 町内福祉活動計画に基づく小地域福祉活動の推進

- ① 町内福祉委員会の組織体制の充実支援
勉強会の開催や町内福祉委員会への助言を通じて地域の状況に応じた活動を支援するとともに、活動の担い手の発掘と育成に努めます。新しく町内会ができた場合には、町内福祉委員会の発足を働きかけます。

② 町内福祉活動計画の策定と進行管理の支援

町内福祉活動計画の実践のための支援と毎年度の進行管理の支援を行います。

1-1-(3) **多様な小地域福祉活動等の充実**① 地域見守り活動推進事業

「地域見守り活動チェックリスト」を活用して活動の支援を行います。また、活動についての周知に努めるとともに、活動を通じて把握した支援を必要とする人たちの気になる情報やニーズを専門機関と情報共有を図り、困りごとに対応できるような活動内容の充実を図ります。

② 福祉マップ作成の支援

町内福祉委員会の実情にあわせ、福祉マップの作成と更新を地域見守り活動推進事業等を通じて町内福祉委員会を支援します。

③ 民生委員による安否確認・見守りの推進

民生委員による避難行動要支援者等の見守りを推進します。また、民生委員活動と町内福祉委員会等の活動の連携を促進し、日頃の安否確認や見守りに努めます。

④ 食育メイトによる栄養教室の開催

市民ボランティアである食育メイトを通じて、引き続き地域での「食」を中心とした健康づくり活動を推進します。

⑤ 地域でのサロンの開催支援

地域におけるサロンの開催と開催頻度の拡大を図るため、担い手の発掘と育成を進めます。また、参加者にとって楽しく、効果的な活動内容や運営方法について情報を共有するため、活動者の交流を促進するとともに、活動の助言を行います。

⑥ 町内での福祉に関する勉強会の開催支援

各町内の状況に応じて、住民の要望に合った内容の勉強会が開催できるように講師の紹介をするなど、引き続き、開催を支援します。

⑦ 老人クラブ等健康教育の推進

生涯にわたり健康で豊かに暮らすために必要となる健康に関する正しい知識を普及し、健康づくりや介護予防の推進を図ります。

⑧ 町内での介護予防教室の支援

高齢者等が身近な集まりの場所で、介護予防の実践方法を学べるように、開催箇所や回数の増加を目指し、介護予防の啓発を図ります。

1-1-(4) **地区社協事業と地域支援体制の充実**① 地区社協事業の充実

小地域福祉活動の中心的組織である町内福祉委員会の機能強化に向けて、地域特性や活動状況などの実情を踏まえた活動の支援を行います。また、地区内の関係機

関などと連携を図ります。

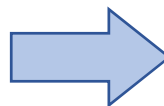
② 地区社協の組織体制の充実

地域福祉活動の拠点である福祉センターとの連携や構成員を拡充するなど、地区社協の組織体制の充実を図ります。

主な活動指標

① 町内福祉委員会全体研修会に参加した町内福祉委員会数

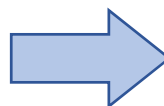
| |
|-------------|
| 現状値（2017年度） |
| 73 町内福祉委員会 |



| |
|-------------|
| 目標値（2023年度） |
| 全町内福祉委員会 |

② 地域見守り活動推進事業実施町内福祉委員会数

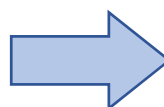
| |
|-------------|
| 現状値（2017年度） |
| 76 町内福祉委員会 |



| |
|-------------|
| 目標値（2023年度） |
| 全町内福祉委員会 |

③ 民生委員による訪問件数（安否確認・見守り）

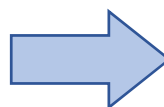
| |
|-------------|
| 現状値（2017年度） |
| 25,140 件 |



| |
|-------------|
| 目標値（2023年度） |
| 26,000 件 |

④ 月1回以上開催されているサロン実施箇所数

| |
|-------------|
| 現状値（2017年度） |
| 127 箇所 |



| |
|-------------|
| 目標値（2023年度） |
| 150 箇所 |

基本施策 1-2

地域における連携と協働の推進

現状と課題

高齢化や核家族化、家族形態の多様化、地域コミュニティの変容が進むなか、地域では多様な生活課題が生じています。

地域で課題を解決するには、町内福祉委員会と民生委員や町内会、老人クラブ、ボランティア等の連携をより強固なものにすることが必要です。

また、町内福祉委員会では対応できない課題に対しては、市や市社協、地区社協、地域包括支援センター、障害のある人のための相談事業者、福祉事業者、NPOなどの関係機関との連携を図り、対応する必要があります。

これからは、福祉事業者、NPO、当事者団体、町内福祉委員会などの多様な組織が連携・協働することにより、地域福祉活動を推進していくことが求められています。

そこで、平成27年度から第2層の生活支援コーディネーターを各地区社協単位に配置し、多様な社会資源の創出とともに、生活支援ネットワーク会議の開催を通じて多様な社会資源のネットワーク化と地域福祉コミュニティの形成を進めています。

施策方針

- ① 地域での見守り活動などの地域福祉活動を推進するため、町内福祉委員会を中心としながら町内で活動する様々な住民組織やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどが連携・協働できるよう支援します。
- ② 孤立死を出さないまちづくりを目指して、福祉事業者だけでなく、新聞販売店などの事業者にもできる範囲で協力を求めるなど、多様な社会資源の連携による安否確認体制を充実します。
- ③ 地域では解決困難な虐待等の専門的な対応が求められる困りごとを抱えている人に対応するため、適切な専門機関へ迅速につなげる連携体制を構築します。

施策体系

1-2 地域における連携と協働の推進

(1) 地域における支援体制の構築と円滑な推進

(2) 住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進

推進施策・事業

1-2-(1) 地域における支援体制の構築と円滑な推進

① 地域における住民組織間の連携体制づくり

地域見守り活動推進事業の取組や個別ケースの支援を通じて、町内での連携体制づくりを進めます。

② 町内福祉委員会と連携したケース検討会議の実施等による社会資源のネットワーク化

ケース検討会議などへ町内福祉委員会などインフォーマルな支援者の参加を進めることなどにより、町内福祉委員会と地域包括支援センター、地区社協、福祉事業者等の連携を強化します。また、困難事例だけでなく介護予防に取り組むための地域ケア会議のあり方について検討し、実践します。

高齢者のみではなく障害のある人や子どもに関しても、町内福祉委員会と連携したケース検討会議などの開催を検討します。

③ 生活支援ネットワーク会議の開催による社会資源の創出及びネットワーク化【新規】

多様な社会資源の発掘とネットワーク化及び地域福祉コミュニティの形成を図るため、生活支援ネットワーク会議の充実を図ります。

1-2-(2) 住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進

① 福祉事業者と関係団体等との交流促進

民間の知識や技能などの専門性を活用した多様な地域福祉活動を推進するため、町内福祉委員会やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなど多様な団体、組織が、お互いに有益な関係を構築できる場を設けます。

② 住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング

町内福祉委員会やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどの団体を相互に結び付けるため、市社協や地区社協が、重点的にコーディネートに取り組みます。

③ 市民活動センター・ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実

マッチング件数が伸び悩んでいることから、市民活動センターや市社協ボランティアセンターにおける情報提供、相談・コーディネート業務を充実します。また、ボランティアセンターとの連携強化に努めます。

④ 団体同士がつながる交流会（市民活動交流会）の開催

市民活動団体や町内会、企業などがそれぞれの活動を理解し、それぞれが顔見知りとなることで、新たな協働を生み出すことを目的とした交流会を開催します。

⑤ 市民活動活性化事業（市民活動団体支援）

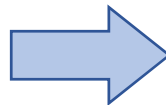
市民活動センターにおいて、センターや活動団体の事業のチラシなどを館内掲示

や配布をすることによって、市民活動に関する情報を広く発信します。また、個人と団体もしくは団体と団体のマッチングのための相談に応じていきます。

主な活動指標

①生活支援ネットワーク会議の開催回数

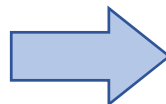
| |
|-------------|
| 現状値（2017年度） |
| 18回 |



| |
|-------------|
| 目標値（2023年度） |
| 各地区2回以上 |

②住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング件数 （年間あたりの連携・協働マッチング件数）

| |
|-------------|
| 現状値（2017年度） |
| — |



| |
|-------------|
| 目標値（2023年度） |
| 100件 |

基本施策
1-3

地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の
推進

現状と課題

南海トラフ地震や風水害などの大規模災害に対して、市だけでは、住民の避難や救出ができないことから、地域における自主防災の取組が必要です。

このため、本市では、すべての町内に自主防災組織を設立し、自主防災訓練実施の指導や支援、救出のための資機材の整備のほか、地域防災マップの作成のための補助制度を設けるなど、防災活動を支援し、地域防災力の向上に努めています。

また、平成 25 年度には、産官学民が参加する減災まちづくり研究会を設立し、災害時における連携の強化に努めました。また、減災に資する様々な活動に取り組んでいます。

本市では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人などを支援する避難行動要支援者支援制度を整備しています。地域によっては避難行動要支援者に日常的な見守り活動を行う町内福祉委員会もみられます。

また、侵入盗や自動車関連窃盗などの犯罪を防ぎ、不審者から身を守るために自主防犯組織や防犯ボランティアリーダーに対し、パトロール用品などの提供や警察などの関係機関と連携して助言を行うなどの支援を行い、地域防犯力の向上に努めています。

あわせて、高齢者を狙った詐欺などの犯罪や悪質な訪問販売による消費者トラブルが増えています。本市では平成 28 年「消費生活センター」を開設し、消費生活相談を本格的に行っていますが、こうした被害を最小限に止めるため、他の専門機関と連携した対策を強化する必要があります。

市内における交通事故発生状況は、人身事故件数は年々減少傾向にあるものの、依然として死亡事故は増減を繰り返して発生しています。本市では街頭啓発キャンペーンや高齢者への交通安全教室、運転免許証自主返納者への支援などを実施していますが、引き続き交通安全の啓発が必要です。

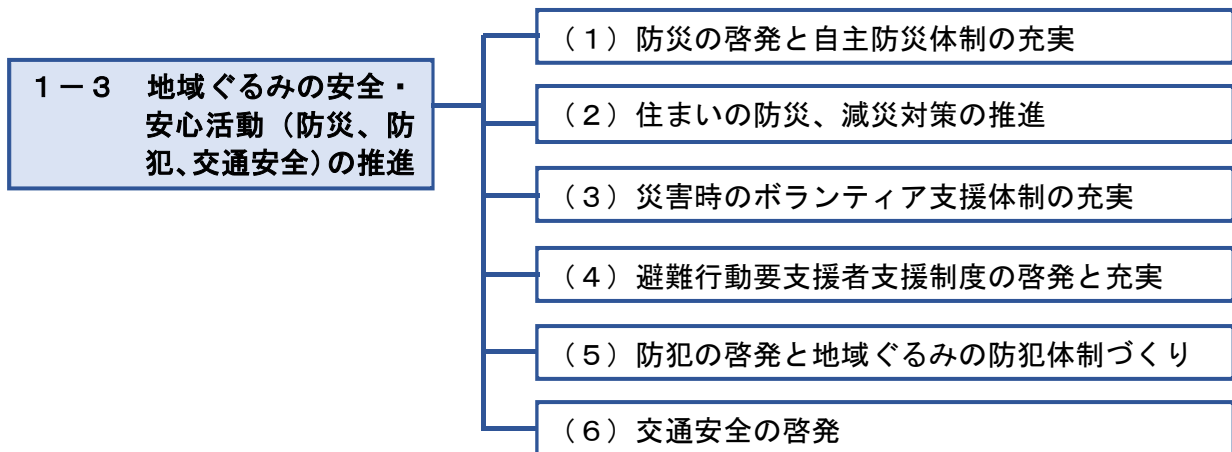
施策方針

- ① 地域の防災力を高めるため、自主防災組織の活動を支援するとともに、避難行動要支援者なども参加した防災訓練の実施支援や防災の啓発、住宅の耐震化、家具の転倒防止などの防災、減災対策を進めます。
- ② 国のガイドラインに基づき、関係部署と協議し避難行動要支援者支援制度の充実に努めます。
- ③ 災害発生時に備え、市及び県内外からのボランティアの受入れを円滑に実施するため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、行政や市社協、

ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどが協働し、災害ボランティアセンター設置に向けた効果的な運営方法を検討します。

- ④ 防犯教室の開催や防犯情報の提供、自主防犯活動の支援、消費生活相談を進めるとともに、交通安全の啓発を図ります。

施策体系



推進施策・事業

1-3- (1) 防災の啓発と自主防災体制の充実

- ① 地域防災訓練の支援（自主防災組織支援事業）
 自主防災組織を中心として、関係団体との協力のもと、地域の実情に沿った実践的な防災訓練の実施を引き続き支援します。
- ② 自主防災リーダー養成研修事業
 自主防災組織の役割と意義について啓発します。また、自主防災活動に必要な知識と技術を実践的に学ぶ機会となる防災リーダー養成研修を、新たな訓練メニューを加えたり、若い年代層や女性の参加を促したりするなど充実させながら、継続して実施します。
- ③ 中学生防災隊活動推進事業
 NPOなどとの協働により「中学生防災隊」の活動を支援し、中学生の地域防災活動への理解を深める機会（中学生対象の防災教室や防災体験学習など）を提供するとともに、地域における防災力の向上を図ります。
- ④ 家具転倒防止普及事業
 家具転倒防止のための講演と訓練等をすべての町内の自主防災組織で実施することによって、自主防災組織を通じて、住民に家具転倒防止（減災）の必要性について普及、啓発します。

1-3-(2) 住まいの防災、減災対策の推進

① 木造住宅無料耐震診断事業

住民意識を向上させることを目的として平成 25 年度に改定した耐震改修促進計画に基づき、引き続き、住民への住宅耐震化の周知を行うとともに、無料耐震診断の活用促進を行います。

② 木造住宅耐震改修費補助事業

耐震改修促進計画に基づき、引き続き、住民への住宅耐震化の周知を行うとともに、耐震改修の促進を強化します。

③ 木造住宅耐震シェルター整備費補助事業

身体障害者手帳所持者又は高齢者が居住する住宅を対象に、耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと判断された木造住宅（耐震診断の判定値 0.4 以下）の耐震シェルター整備工事に対して、30 万円を上限に補助を実施します。また、平成 30 年度よりメニューとした耐震ベッドの普及に努めます。

④ 家具転倒防止器具取付事業

障害者のいる世帯については、ほぼ設置された一方で、対象高齢世帯の件数が伸び悩んでいることから、対象高齢者を中心に、市広報紙や民生委員等を通じて周知を行うなど、家具転倒防止器具の取付け世帯数の増加を目指します。

1-3-(3) 災害時のボランティア支援体制の充実

① 災害ボランティアコーディネーターの養成

講座を通じたボランティアコーディネーターの養成に加え、より実践的な技能を身に着けるフォローアップ講座への参加促進や設置運営訓練を通してスキルアップを図ります。

1-3-(4) 避難行動要支援者支援制度の啓発と充実

① 避難行動要支援者支援制度の啓発

多様な媒体やまちかど講座などの機会を通じて、介護支援専門員やボランティアなどの関係者と連携しながら、避難行動要支援者支援制度の啓発に努めます。

② 避難行動要支援者支援制度の効果的運用

民生委員等の協力を得ながら同意者の拡大に努め、避難行動要支援者名簿の整備・更新を進め、引き続き日頃の見守り活動に活用しながら、顔の見える関係づくりを支援します。

また、要支援者に配布した救急医療情報キットの情報更新と更なる普及を通じて、緊急時に救急隊員に情報が伝わるよう適切な運用に努めます。

1-3-(5) 防犯の啓発と地域ぐるみの防犯体制づくり

① 安全安心情報メールなどによる情報提供事業

多様な媒体を活用して犯罪防止や犯罪被害の予防に関する情報提供を進めます。情報発信の迅速性を確保するため、安全安心情報メールなどによる情報提供を積極的に行っており、加入者拡大を図っていきます。

② 防犯教室や街頭キャンペーンなどによる啓発事業

防犯教室や地域安全大会の開催、街頭啓発キャンペーンの実施を通じて、住民への防犯の啓発を図ります。また、外国人や成人向けの効果ある啓発方法について検討を進めます。

③ 自主防犯組織活動支援事業

自主防犯パトロール隊未整備の町内会に隊の結成を働きかけるとともに、既に実施している町内会においては、引き続き支援を行い、市と自主防犯パトロール隊との犯罪情報の共有化のための伝達訓練を実施します。

④ 犯罪抑止モデル地区指定事業

犯罪抑止モデル地区を指定し、市、自主防犯パトロール隊、安城警察署などが連携して犯罪抑止に努めるとともに、同様な取組が他地区に広がっていくよう努めていきます。

⑤ 子どもの登下校の安全確保に向けたスクールガードの整備

登下校の児童の安全を確保するため、地域と学校が連携したスクールガードによる見守り活動を今後も継続します。地域と連携した防犯運動や児童の健全育成面での推進という側面からも活動の充実を図ります。

⑥ 消費相談事業

「消費生活センター」では週4日、2人体制の相談体制により、相談者のプライバシーの保護に配慮しつつ、消費生活相談に的確に応じ、早期の問題解決に努めます。また、高齢者、若年者を含めた消費生活教育を実施し、特に高齢者の見守りについては、関係機関とも連携していけるよう環境を整備します。さらに、相談内容の多様化に対応するため、相談員の研修を随時行います。

1-3-(6) 交通安全の啓発

① 交通安全教育推進事業

交通事故を減少させるため、子どもや高齢者など各年齢層に応じた交通安全教室を開催するなど、引き続き交通安全教育を推進します。

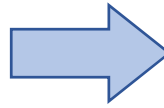
② 交通安全広報活動推進事業

現在の広報、啓発活動を引き続き行い、市民に広く啓発するよう努めていきます。

主な活動指標

①自主防災組織が実施した防災訓練回数

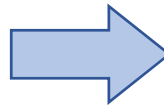
| |
|-------------|
| 現状値（2017年度） |
| 90回 |



| |
|-------------|
| 目標値（2023年度） |
| 95回 |

②避難行動要支援者の情報提供にかかる同意者数

| |
|-------------|
| 現状値（2017年度） |
| 3,881人 |



| |
|-------------|
| 目標値（2023年度） |
| 4,000人 |

基本施策 1-4

生きがいと社会参加の創出

現状と課題

本市では、誰もが地域社会に参加するとともに、学ぶ機会を確保できるようにするため、公民館の自主グループ活動の支援、高齢者教室やシルバーカレッジの開催などの生涯学習を推進しています。

また、福祉分野においても、すべての福祉センターで高齢者等を対象とした各種講座を実施しています。

その他、就業機会の提供を通じた高齢者や障害のある人の生きがいづくりや社会参加を促進するため、シルバー人材センターの活用促進や障害のある人の就労支援を進めています。

また、ニート・ひきこもりなど、様々な困難を抱える若者の悩みや課題に対応するため、青少年の家において相談支援事業を開始しています。

なお、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業や、若年無業者就労支援事業などの就労支援を進めていますが、ニートやひきこもりの高齢化への対応は十分ではありません。

今後とも、誰もが社会と関わりながら生きがいを持って生活できるよう、生きがいや社会参加、就労促進に関する事業の充実を図る必要があります。

施策方針

- ① 誰もが生きがいを持って、地域社会と関わりながら豊かに暮らし続けられるよう、公民館や福祉センター等で開催する各種講座や教室の充実を図ります。
- ② シルバー人材センターの活用促進や障害のある人の就労支援、若年無業者等への対策など、就労面からの社会参加の機会の提供や生きがいづくりを進めます。

施策体系

1-4 生きがいと社会参加
の創出

(1) 社会参加の促進と生きがいづくり

(2) 就労機会の拡充

推進施策・事業

1-4-(1) 社会参加の促進と生きがいづくり

① 高齢者教室開催事業

高齢者にふさわしい社会適応力を高め、積極的に生きがいを求めるための学習機会の場の提供を、引き続き実施します。

② シルバーカレッジ開催事業

高齢者にふさわしい社会適応力と教養を高め、仲間づくりや生きがいづくりのための学習機会の提供を行うとともに、シルバーカレッジ卒業生らの社会貢献活動等を推進するための支援・コーディネート強化に努めます。

③ 福祉センター講座開催事業

地域のニーズに応じて、引き続き、家でも気軽に続けられることなど、参加者の特性に合った魅力ある講座を開催し、高齢者の生きがいや社会参加の機会を提供します。また、住民との協働による講座について検討するとともに、講座終了後の自主グループの創設やボランティア養成に努めます。

④ 福祉センターサロンの開催【新規】

気軽に楽しめるものや地域のサロンで取り入れやすいものとなるよう、利用者や地域福祉活動者のニーズを反映するように努めます。また、参加者のなかから地域福祉活動の担い手になってもらえるよう人材の育成に努めます。

⑤ 「農」のある暮らし体験事業

優良農地の保全と農業の持続発展を目指す「安城アグリライフ構想」に基づき、引き続き、事業を実施、支援します。これにより、高齢者が地域や仲間とつながる場の提供をしていきます。

⑥ 地域における高齢者スポーツの推進

定期的かつ継続的な活動ができるよう、「おはよう！ふれあいラジオ体操会」の開設会場の案内や「歩けランニング運動」の会場マップの配布など、事業の周知と新規参加者の拡大を促進します。

⑦ 講座型デイサービス事業

障害のある人がより興味を持てる講座を企画することによって、障害のある人の生きがいや社会参加の機会の創出を推進します。また、運動系講座の参加者拡大に努めます。

⑧ 障害者社会参加促進事業

障害のある人の当事者団体の育成や活動の活性化を支援する観点も加味しながら、引き続き、障害者福祉体育祭やふれあい事業など社会参加を促進するための事業を実施します。障害のある人の当事者団体加入者が減少傾向にあり、それに伴い参加者数が減少しているため、開催方法等の検討に努めます。

⑨ 障害のある人のスポーツ活動参加促進事業

広報や市公式ウェブサイト等を通じて激励金制度（全国大会等へ出場する場合の費用の一部を助成する制度）の周知を行うとともに、障害福祉課等関係機関の連携・連絡を密にして申請漏れ等の防止に努めます。こうした障害のあるアスリートの支援を通じて、スポーツに取り組む障害のある人のすそ野の拡大の一助とします。

⑩ 地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実

全小学校区における親子ふれあい活動の実施を目指し、引き続き、実施に至っていない小学校区に対しても開催を呼びかけながら、地域ぐるみでの親子ふれあい活動の実施を継続します。

1-4-(2) 就労機会の拡充

① シルバー人材センターの活用促進

シルバー人材センターは年々、会員数も増加していますが、より一層の高齢化の進行に合わせて、引き続き、会員の拡大とそれぞれの高齢者の持つ多様な能力やニーズに応じた多様な就業機会の提供、就業先の開拓に努めます。

② 障害者就労支援事業

障害のある人の一般雇用に向け、就労相談員による職場開拓や就労相談を推進し、公共職業安定所（ハローワーク）等との連携を図りながら、一般就労や職場への定着を支援します。

③ 若年無業者就労支援事業【新規】

一定期間無業状態にある若者の自立・就業促進を促すため、職業適性検査、自己PR、履歴書、コミュニケーションスキル、職場体験等を行います。

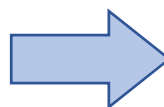
④ 就労に困難を抱える者への支援【新規】

雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に向けた基礎能力を養いながら、その支援や就労機会の提供を行います。

主な活動指標

①福祉センターサロン参加者数

| |
|-------------|
| 現状値（2017年度） |
| 15,377人 |



| |
|-------------|
| 目標値（2023年度） |
| 16,000人 |

基本目標2

地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

－地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり－

基本施策 2-1

福祉のこころの醸成

現状と課題

地域における支え合いを浸透させるには、住民の地域福祉に対する啓発と理解の促進が重要であり、地域福祉を支える土台となる「福祉のこころ」を培うことが重要です。

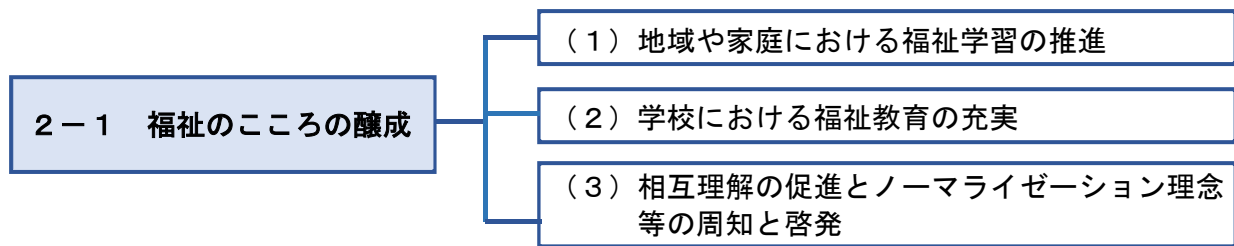
このため本市では、市や市社協の公式ウェブサイト、市広報紙などを通じた地域福祉に関する情報提供、講演会や講座等を通じた福祉学習と地域福祉の啓発を推進しています。また、学校における福祉学習の推進のため、市社協において福祉学習実施校への助成などを行っています。

さらに、住民一人ひとりがあたたかい思いやりのこころを持ち、お互いに支え合って生活する風土を育むため、福祉まつりや多文化共生事業などを通じて、年齢や国籍、文化、習慣の違いや障害の有無などのお互いの立場を超えた相互理解の推進とノーマライゼーション理念の浸透を図っています。

施策方針

- ① 地域福祉の土台となる「福祉のこころ」を培うため、地域や家庭、学校における地域福祉の啓発と福祉学習の推進を図ります。
- ② 様々な立場や違いを超えた相互理解のできる共生社会を目指して、ノーマライゼーション理念やソーシャルインクルージョン理念の浸透を図ります。

施策体系



推進施策・事業

2-1-1 (1) 地域や家庭における福祉学習の推進

- ① 市社協広報紙発行事業
基本施策1-1-(1)-①の再掲(52頁)
- ② 町内福祉委員会全体研修会開催事業
基本施策1-1-(1)-②の再掲(52頁)
- ③ 地区社協地域福祉活動勉強会開催事業
基本施策1-1-(1)-③の再掲(52頁)
- ④ 地区社協事業を通じた福祉学習の充実
様々な関係機関と連携して地域における福祉学習機会を充実させ、より多くの住民への福祉に対する意識啓発を図ります。

2-1-1 (2) 学校における福祉教育の充実

- ① 福祉学習支援事業
学校における福祉学習を充実するため、助成を継続的に実施するとともに、学校との協働や地区社協と連携を進め、より効果的な福祉学習プログラムの検討・作成や講師紹介に努めます。
- ② ふれあいネット推進事業(地域と連携したこころの教育等の推進)
地域ぐるみで子どもを育てていく意識をさらに高めるため、住民と子どもがともに考え合う場の充実と子どもの健全育成のためのリーフレットの作成・配布を通じた広報・啓発に努めます。
- ③ 特別支援学級と通常学級との交流学級の推進
各学校において、交流の狙いを明確にするとともに、教育課程の位置づけや年間指導計画作成などの対応を計画的、組織的に推進します。

2-1-(3) 相互理解の促進とノーマライゼーション理念等の周知と啓発

① 福祉まつり事業

福祉やボランティアに対する市民の理解を深めるための参加体験型イベントとして、多様な年齢層の市民の参加、新規の参加が得られるように内容の充実を図ります。

② あんぷくまつりの開催支援（障害者社会参加促進事業）

障害のある人の社会参加と障害のある人に対する理解につながる機会となっていることから、他のイベントとの抱き合わせを踏まえて多くの住民が来場するよう魅力ある内容の交流イベントとして継続して開催します。

③ 多文化共生推進事業

外国人住民への日本の生活文化に対する理解の促進と、外国人住民同士や日本人との相互理解を図ることによって、多文化共生社会を実現するため、各種イベントやワークショップなどを継続的に開催します。

主な活動指標

① 町内福祉委員会全体研修会に参加した町内福祉委員会数

| | | |
|-------------|---|-------------|
| 現状値（2017年度） | → | 目標値（2023年度） |
| 73 町内福祉委員会 | | 全町内福祉委員会 |

基本施策 2-2

地域福祉活動の担い手の養成と活動支援

現状と課題

アンケート結果によると、地域活動やボランティア活動に「今後も参加する・今後参加したい」という回答が、「健康づくり」で52.3%、「防火・防災」で49.0%となっており、一番少ない「生活困窮者に関すること」でも18.9%みられます。こうした意向を持つ住民の地域活動への継続参加及び新規参加のきっかけづくりが求められます。

本市では、これまで市や市社協、地区社協の広報紙や福祉まつり、講演会などを通じた地域福祉に関する情報提供や地域福祉活動への参加の呼びかけを行ってきました。

また、市民活動センターやボランティアセンター等における情報提供や相談、各種ボランティア養成講座の開催等を通じて、きっかけづくりや人材の発掘、育成に努めてきました。さらに、活動助成や活動場所の提供等によって、町内福祉委員会やボランティア等の活動支援を進めてきました。

しかし、地域福祉活動やボランティア活動の担い手の高齢化や固定化が進んでいるため、今後とも多様な方法によって、参加を呼びかけ、担い手の発掘や育成、活動団体等の支援を充実することが必要です。

施策方針

- ① より多くの住民が、地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ち、参加できるようにするため、地域福祉活動に関する啓発や情報提供、相談等の充実を図ります。
- ② 各種ボランティア養成講座等による地域福祉活動やボランティア活動の担い手づくりを体系的かつ効果的に実施するなど、地域福祉活動等を担う団体の活動支援を進めます。
- ③ 様々な市民活動やボランティア活動をサポートする役割を担っている市民活動センターやボランティアセンター等のコーディネート機能の強化や人材育成、情報受発信の充実等による組織力の向上を図ります。

施策体系

2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援

(1) 地域福祉活動の参加機会の提供

(2) ボランティア等の養成と活用

(3) 地域福祉活動等を担う団体の活動支援

(4) 町内福祉活動等に対する助成

推進施策・事業

2-2-(1) 地域福祉活動の参加機会の提供

- ① 市社協広報紙発行事業
基本施策1-1-(1)-①の再掲(52頁)
- ② 町内福祉委員会全体研修会開催事業
基本施策1-1-(1)-②の再掲(52頁)
- ③ 地区社協地域福祉活動勉強会開催事業
基本施策1-1-(1)-③の再掲(52頁)
- ④ 地区社協事業を通じた福祉学習の充実
基本施策2-1-(1)-④の再掲(67頁)
- ⑤ ボランティア登録の促進【新規】
ボランティアセンターに寄せられるボランティア派遣依頼のニーズに応えられるよう、未登録の団体や個人に対して、ボランティア登録及び地域福祉活動への参加の促進を行います。
- ⑥ ボランティア体験プログラム事業
中高生を主な対象として、夏休み期間中に実施しているボランティア体験について、福祉施設だけでなく、町内福祉委員会やボランティアにも協力を働きかけ、体験場所の充実を図ります。
- ⑦ 市民活動活性化事業(情報受発信)
市民活動の参加のきっかけとなる情報を提供するため、市民活動センターの情報受発信機能や交流マッチング機能の充実に努めます。

2-2-(2) ボランティア等の養成と活用

- ① 各種ボランティア等の養成講座の充実
 - ア プログラムの充実
ボランティアの水準に合わせ、入門から専門まで段階的な講座や地域のニーズに合ったボランティア養成講座の開催に努めます。
また、これまでボランティアセンター主催で実施してきた講座を、各団体が自主的に開催できるよう支援体制を整えます。
 - イ 市民協働サポーター養成講座の開催
協働のまちづくりに関する基本的な知識やスキルを共に学ぶ機会を通じて、市民協働を推進する市民協働サポーターを育成します。
 - ウ 他団体との連携・協働による講座の充実
ボランティア養成講座を充実するため、近隣の市町村社会福祉協議会やNPOなどとの連携・協働を検討し、講座の企画を目指します。

- ② 公民館活動リーダー育成事業
活動事例発表会や、地域活動の取組を見直す方法等の検討につながるような、研修会を開催します。
- ③ 各種ボランティア保険の周知と加入促進
安心して活動に取り組めるよう、ふれあい補償制度や各種ボランティア保険の周知と加入促進に努めます。

2-2-(3) 地域福祉活動等を担う団体の活動支援

- ① 町内福祉委員会の組織体制の充実支援
基本施策1-1-(2)-①の再掲(52頁)
- ② 地域福祉活動助成事業
基本施策2-2-(4)-①に掲載(72頁)
- ③ 町内会活動支援事業
基本施策2-2-(4)-②に掲載(72頁)
- ④ 公民館活動補助事業
基本施策2-2-(4)-③に掲載(72頁)
- ⑤ 市民活動補助制度の運用及び協働事業への支援制度の活用
補助制度の運用状況を踏まえながら、補助額や補助率、メニューの見直し(多様な主体同士の協働事業を公募する「協働事業提案型事業」の新設)を行うなど、市民活動団体等にとって活用しやすい制度に適宜改善しながら、市民発意・市民の自主性・自立性を促すような活動資金面での支援を行います。
- ⑥ ボランティア活動助成事業
状況やニーズに応じて助成内容の見直しを行いつつ、引き続き、ボランティアの活動を資金面から支援します。
- ⑦ 市民活動活性化事業(市民活動団体支援)
基本施策1-2-(2)-⑤の再掲(56頁)
- ⑧ 市民活動活性化事業(人材・団体育成事業)
 - ア スキルアップ講座
市民活動団体メンバーのスキルアップを図るため、ICTスキル、ファシリテーションなどに関する講座を開催します。
 - イ 市民活動団体の組織基盤強化のための講座の開催【新規】
財務処理やNPO法人設立方法など団体の組織基盤を向上させるための講座の開催を通じて市民活動団体の運営能力を高める支援を行います。
 - ウ 市民活動団体の自立を促すための制度の研究【新規】
市民活動団体が、自立して活動を継続するための「伴走支援」や「プロボノ」、「ファンディングによる資金調達」などの新たな支援策を研究します。

2-2-(4) 町内福祉活動等に対する助成

① 地域福祉活動助成事業

地区の実情に沿った効果的な助成とするため、財源や内容を含めて助成の方法等を検討します。

② 町内会活動支援事業

より多くの住民が町内会に加入するよう、魅力的な町内会活動を支援するため、町内会の要望を踏まえながら、引き続き、効果的かつ効率的な活動補助を実施します。

③ 公民館活動補助事業

町内公民館活動の活性化を支援するため、引き続き、効果的かつ効率的な活動補助を実施します。また、活動内容の充実を促すため、公民館活動事例発表会を開催します。

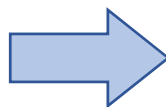
④ 町内公民館建設費等補助事業

町内公民館を、町内会や町内福祉委員会等にとって活動しやすい活動拠点とするため、引き続き、町内公民館の建設や改修に必要な費用の一部を補助します。

主な活動指標

① ボランティア養成講座開催講座数

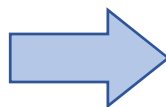
| 現状値 (2017年度) |
|--------------------------|
| 社協主催講座 7講座 団体自主講座 0講座 |



| 目標値 (2023年度) |
|--------------------------|
| 社協主催講座 4講座 団体自主講座 3講座 |

② ボランティア活動助成団体数

| 現状値 (2017年度) |
|--------------|
| 7団体 |

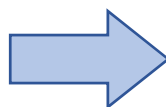


| 目標値 (2023年度) |
|--------------|
| 10団体 |

③ 地域福祉活動助成事業

助成町内会数

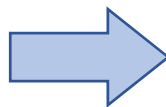
| 現状値 (2017年度) |
|--------------|
| 81町内会 |



| 目標値 (2023年度) |
|--------------|
| 全町内会 |

助成町内福祉委員会数

| 現状値 (2017年度) |
|--------------|
| 76町内福祉委員会 |



| 目標値 (2023年度) |
|--------------|
| 全町内福祉委員会 |

**基本施策
2-3****セルフヘルプ、当事者力の向上支援****現状と課題**

生活をするなかで何か困りごとが生じた場合、まずは困りごとを抱える本人や家族が、その困りごとに対して自分でできることを考えて行動する自助が重要です。しかし、努力をしても本人や家族だけでは解決できないことも多くあります。

「頼まれれば手助けする」といった考えの人が多くなかで、困りごとを周りの人に伝え、支援者に上手に働きかけること（助けられ上手）も自助の概念に含まれます。

一方、当事者でなければ、当事者の境遇や悩みを理解することは、なかなかできることではないため、当事者団体への参加やピアカウンセリングなど、同じような悩みや問題を抱える人同士で支え合うセルフヘルプの取組が課題解決において有効な方法であり、重要な自助のひとつですが、セルフヘルプの取組の情報が不足しています。

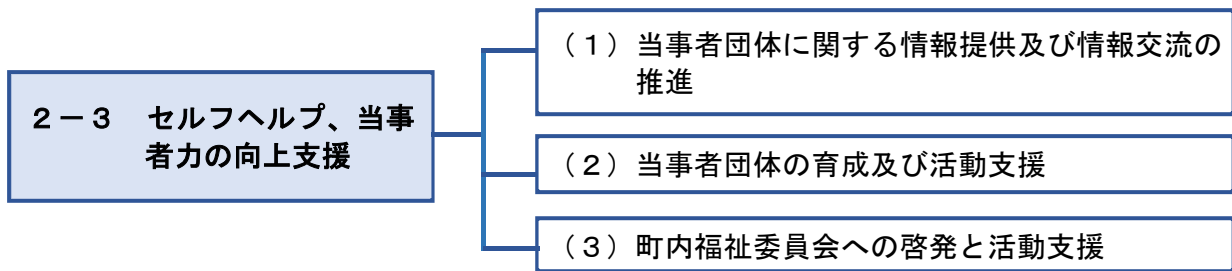
本市には、老人クラブや障害者団体、子育てサークル、介護者団体など様々な当事者団体がありますが、加入率の低下や高齢化、会員の固定化などにより当事者力の低下が懸念されています。

今後とも、困りごとを抱える本人や家族、当事者団体が積極的に地域との交流や周囲の理解、協力を得るために自ら働きかけたり、お互いに支え合うことが重要であることから、引き続き、当事者団体に対して当事者力を強化するための支援をすることが必要です。

施策方針

- ① 困りごとを抱える人が、同じ課題を持つ当事者団体の取組に参加しやすくするとともに、住民への周知を図るため、当事者団体に関する情報を幅広く提供します。
- ② 団体の主体的な取組と組織の自立を促すため、当事者団体が取り組んでいる交流事業等の活動を支援するとともに、必要に応じて新たな当事者団体等の結成などを支援します。

施策体系



推進施策・事業

2-3-1 当事者団体に関する情報提供及び情報交流の推進

① 障害者団体や介護者団体等の当事者団体の周知

会員数の減少が深刻で、新規会員の確保が課題になっている当事者団体もみられることから、加入促進による組織力の強化を図るため、市社協広報紙などを通じて、当事者団体の周知に努めます。

② 関係団体等懇話会の開催

当事者団体間の情報交流と意見交換を進めるため、継続的に関係団体等懇話会を開催します。具体的な課題解決に向けた意見交換を密に行うため、自立支援協議会における「当事者部会」の設置を検討します。

2-3-2 当事者団体の育成及び活動支援

① 老人クラブ活動支援事業

高齢者の孤立防止や健康的な生活を営むためにも、老人クラブは必要であることから、引き続き、会員増加に向け、安城市老人クラブ連合会と協議しながら、社会貢献の意向や前期高齢者のニーズを踏まえて活動内容の充実を支援します。また、会員の増加に成功した事例を表彰したり、各老人クラブで共有したりするなど、老人クラブ同士の情報共有の充実を図ります。

② 障害者社会参加促進事業

基本施策1-4-(1)-⑧の再掲(64頁)

③ 子育てサークルへの支援(地域子育て支援センター事業)

地域の子育て力の向上を図るため、子育てサークル活動に対する助成を継続するとともに、活動に対する支援を行います。また、サークル代表者会の開催を通じて、サークル間での情報共有と連携強化を図ります。

④ 介護者のつどいの周知と充実【新規】

事業の周知を行い、介護者のつどいの参加者の拡大を図るとともに、参加者のニーズにあわせて内容の充実を図ります。

⑤ 新たな当事者団体の支援

小規模団体の把握に努めます。新たな当事者団体の結成に対して、必要に応じて相談に応じるとともに必要な情報を提供します。また、地域で課題を持つ人など、当事者組織の組織化を支援します。

2-3-(3) 町内福祉委員会への啓発と活動支援① 町内福祉委員会の組織体制の充実支援

基本施策1-1-(2)-①の再掲(52頁)

② 地域見守り活動推進事業

基本施策1-1-(3)-①の再掲(53頁)

基本施策
2-4

地域福祉活動を支える拠点機能の整備

現状と課題

本市では、地域福祉活動の拠点施設として、中学校区ごとに福祉センターを計画的に整備し、平成28年4月に明祥福祉センターが開館したことにより、すべての中学校区で福祉センターが開設されました。今後は、将来にわたって、快適・安全に利用できる施設運営と予防保全的な観点からの計画的な施設の補修・修繕等を進めていく必要があります。

また、町内公民館が、町内福祉委員会を中心とした身近な地域福祉活動の拠点施設として利用されています。しかし、依然として町内公民館が整備されていない町内会があると同時に、老朽化していたり、バリアフリー構造になっていなかったりする施設もあります。

施策方針

- ① 福祉センターの地域福祉活動を支える拠点機能を充実させるとともに、計画的な施設の補修・修繕等を進めます。
- ② 町内における地域福祉活動の拠点施設である町内公民館の建設、改修を引き続き支援します。

施策体系

2-4 地域福祉を支える拠点の整備

(1) 福祉センターの計画的な修繕と活用促進

(2) 地域福祉活動等の拠点施設の充実支援

推進施策・事業

2-4-(1) 福祉センターの計画的な修繕と活用促進

① 福祉センター維持管理事業

建設事業としては完了したことから、今後は、長期間にわたって快適かつ安全に福祉センターが利用できるよう、予防保全的な観点から、施設の維持管理及び修繕を計画的に進めます

② 地域福祉活動拠点としての福祉センターの活用促進

地域福祉活動団体やボランティアなどの住民が利用しやすいセンターとするため、利用者目線を重視して利用方法の改善に努めます。また、地域福祉活動の拠点としての機能を発揮するため、地域の施設や関係機関との連携を強化します。

2-4-(2) 地域福祉活動等の拠点施設の充実支援

① 町内公民館建設費等補助事業

基本施策2-2-(4)-④の再掲(72頁)

基本目標③

暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

－ わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －

基本施策 3-1

福祉サービスに関する適切な情報提供

現状と課題

本市では、福祉サービスに関する情報を窓口で提供するだけでなく、市や市社協の広報紙や公式ウェブサイトへの掲載、各種パンフレット類の配布など、様々な方法で情報の提供を行っています。

しかし、市民アンケートによると、福祉に関する情報があまり又は全く入ってこないと考えている人が4割を超えています。また、福祉に関する情報提供は専門性を有するものが多いことから、住民の理解が十分に進んでいない可能性もあります。

一方、住民のなかには、視覚障害者や日本語が十分理解できない人、インターネットが利用できない人など、様々な人がいます。日常的に情報に接する機会の少ない住民にとっても、制度やサービスに関する情報をわかりやすく提供し、必要な福祉サービスの利用へとつないでいくことが必要です。

施策方針

- ① 住民が、必要なときにいつでも必要な情報を容易に入手できるよう、様々な情報媒体や方法を活用して迅速かつ適切な情報提供を推進します。
- ② 市と住民などが連携し、住民の間の情報格差をなくすことで、適切にサービスの提供が受けられるよう、総合的な情報提供活動の充実を図ります。

施策体系

3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供

(1) 福祉サービスに関する情報の収集と発信

(2) 情報のバリアフリー化とわかりやすい情報の提供

推進施策・事業

3-1-1 (1) 福祉サービスに関する情報の収集と発信

① 福祉サービスに関する情報提供

利用者のニーズや日常的な情報の入手方法に応じ、わかりやすくかつ効果的な情報提供を進めるとともに、直接地域に出向いて情報提供やサービスの利用を働きかけます。

② 福祉制度や医療制度に関する情報発信と理解促進

制度の改正については、迅速かつ正確に情報収集を行うとともに、市広報紙や市公式ウェブサイトによる情報提供、説明会の開催等を通じて、理解促進を進めます。

③ 福祉施策をまとめたガイドブックによる情報提供

本市の福祉施策をまとめた「福祉のあらまし」、「高齢者福祉サービスの概要」、県等の障害者福祉及び戦傷病者福祉施策をまとめた「福祉ガイドブック」について、適切な情報を提供できるよう、毎年加除修正を行い、引き続き、必要に応じて民生委員などに配布するとともに各窓口に配置します。

3-1-1 (2) 情報のバリアフリー化とわかりやすい情報の提供

① 市、市社協公式ウェブサイトの充実

各種情報発信ツールを活用し、利用者のニーズを踏まえた、誰にとっても見やすく魅力的なウェブサイトとします。

② 点字、音声による情報提供の推進

インターネットの普及等により、市公式ウェブサイトを利用する視覚障害者も増えつつあるため、声の広報発行事業を継続しつつ、市公式ウェブサイトの充実を図ります。

③ 手話通訳者、要約筆記者派遣事業

利用状況を踏まえて現状の制度を継続するとともに、愛知県と連携し手話通訳者、要約筆記者の確保に努め、適切なサービス提供ができる体制の充実を推進していきます。

④ 外国語版のパンフレットの作成、配布による情報提供

生活ガイドブックは、2年おきに改訂していますが(1回に2言語、全4言語)、全言語で最新の情報が提供できるよう検討するほか、内容の充実を図ります。

また、外国人住民の多国籍化への対応を検討します。

基本施策
3-2

きめ細かな相談支援体制の確立

現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らすには、日常の生活に関わる様々な悩みや困りごとを、身近な地域で気軽に相談できる場や機会があることが重要です。

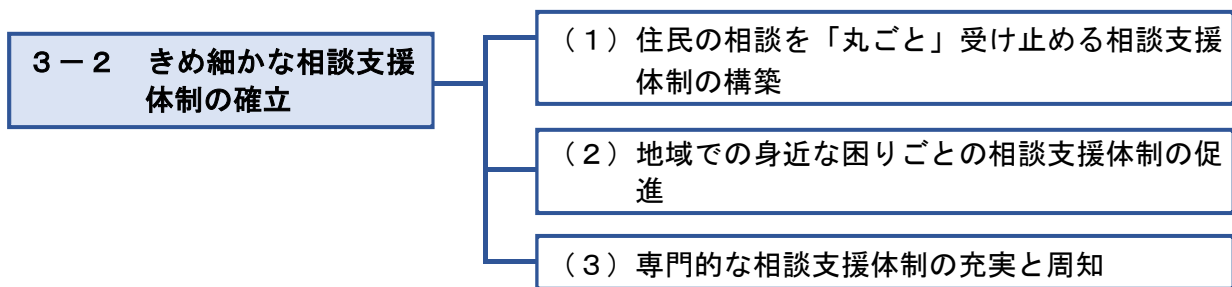
しかし、高齢者や子育て家庭などが地域で孤立し、その人が抱えている困りごとが市や相談機関に伝わらず、結果的に対応が遅れてしまうという事例が問題となっています。相談窓口を広く住民に周知するとともに、相談機能の充実や身近な地域において早期に気軽に相談できる体制づくりが必要です。

子育てと介護のダブルケア、高齢者とひきこもりの8050問題、さらには子どもの貧困問題など、複雑かつ複合的な社会問題が顕在化しています。こうした課題に的確かつ迅速に対応するためには、制度ごとに分かれている相談支援機関をつなぎ、包括的に相談支援を進めることのできる体制を構築していくことが必要となっています。

施策方針

- ① 地域における多様な生活課題を把握し対応するため、住民が気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、住民の困りごとを把握できる体制づくりを支援します。
- ② 困りごとを抱えている人が、市の担当窓口や専門機関の相談窓口へ問題が複雑化する前に相談できるよう、相談窓口の周知を図ります。
- ③ 複雑かつ複合的な地域福祉課題にも対応できるように、住民の相談を「丸ごと」受け止めることのできる相談支援体制の構築を進めます。

施策体系



推進施策・事業

3-2-1 (1) 住民の相談を「丸ごと」受け止める相談支援体制の構築

① 包括的な相談支援体制の整備【新規】

相談支援を総合的に扱うための組織体制を検討し、住民に身近な圏域において包括的に相談できる相談窓口の設置を検討していきます。

② 市社協の相談支援体制の整備・充実

福祉に関する相談支援体制の整備を市と一体的に進めるとともに、市の専門相談窓口や他の民間の相談業務を行う事業者との連携を一層強化して、複雑かつ複合的な課題を持った人にも迅速に対応できる市社協の相談支援体制づくりに努めます。

3-2-1 (2) 地域での身近な困りごとの相談支援体制の促進

① 町内福祉委員会での相談支援活動の支援

町内福祉委員会が実施する見守り活動やサロン活動を通じて、地域の要支援者等の実態把握や声かけをしながら、関係機関との連携体制を強化できるよう支援します。把握した困りごとを相談しやすいよう、町内福祉委員会の体制や環境整備を支援します。

② 民生委員・児童委員活動の住民への周知と活動支援

民生委員の存在や役割について広報紙などを通じて周知を図るとともに、相談を受けた民生委員が専門機関と連携しやすい環境づくりに努めます。

③ 地域ケア体制の推進

あんジョイプラン8に基づき地域包括ケアシステムの構築を推進するため、専門機関と住民が連携し、個別の問題と地域の課題を話し合うとともに、予防的観点も視野に入れた地域ケア会議の開催を検討します。また、介護、医療、保健、介護予防という専門的なサービスと、その前提としての住まいとインフォーマルな生活支援を、どのように連携させるかを検討します。

さらに、高齢者や障害者を問わず、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入を促進し、民間サービスと公的サービスの連携による官民協働についても検討を進めます。

3-2-1 (3) 専門的な相談支援体制の充実と周知

① 高齢者の相談窓口の周知と充実

高齢者はもとよりその家族に対して地域包括支援センターを理解していただくよう周知活動を行います。

また、高齢者やその家族の支援のためのスキルアップ、関係機関との関係づくりを深め、相談・支援体制の強化を図ります。

② 障害のある人の相談窓口の周知と充実

相談支援事業所とその総合的な支援を行う基幹相談支援センターによる相談支援ネットワークを構築し、情報の共有、適切なサービス提供、地域資源の活用を図り、一人ひとりが適切な福祉サービスを受けられるための相談支援体制の確保に努めます。

③ 健康に関する相談窓口の開設

健康に不安のある人が不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の機会を確保します。

④ 子育てに関する相談窓口の周知と充実

関係機関の相談窓口と連携を図るとともに、ママフレ（育児を応援する行政サービスガイド）や子育て支援情報誌などを通じて相談窓口や方法などの周知を図ります。

また、子育ての不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の機会を確保します。

⑤ ひとり親家庭の相談窓口の周知と充実

ひとり親家庭の自立支援として、就業を含めた生活全般にわたる相談、指導を行うとともに、定期的な市広報紙への掲載を行い、相談窓口の周知を図ります。

⑥ ドメスティックバイオレンス（DV）の相談窓口の周知と充実

DVに関する不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、幅広く相談の機会を確保します。

DV庁内連絡会を開催して庁内での情報共有を図りつつ、関連機関や団体との連携強化を進め、自立に向けた継続的な支援につなげます。

⑦ 生活困窮者の相談窓口の周知と充実【新規】

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業を継続して実施します。

対象となる生活困難者に対して相談窓口の周知を図っていきます。

⑧ 犯罪をした者等への社会復帰支援を行う各団体への支援【新規】

犯罪をした者等の相談を受ける保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会、BB S会など更生保護ボランティアの活動の支援を行うとともに、各団体の連携強化も支援していきます。

基本施策 3-3

公的な福祉サービスの充実

現状と課題

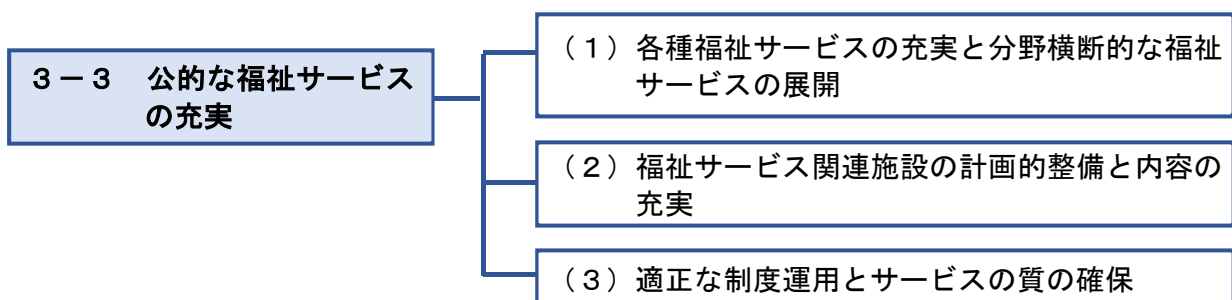
子育てから高齢者の介護まで、地域で安心して暮らすために、様々な場面で福祉サービスが利用されています。

福祉の考え方、仕組みは変化していますが、依然、公的サービスの果たす役割は大きく、市は住民や福祉事業者との連携のもと、適切なサービスを提供し、子どもから高齢者まで地域のなかで必要なサービスを選択できることが重要です。

施策方針

- ① 福祉サービスの利用者が、自分に適したサービスを選択して受けることができるよう、高齢者福祉や障害のある人への自立支援、子育て支援、健康増進など、それぞれの分野にわたる公的サービスについて個別計画に基づき充実を図ります。
- ② 利用者の支援や生活の質の向上につなげていくために、高齢者、障害者、子ども・子育て等の福祉サービスの分野横断的な展開について検討を進めます。
- ③ 福祉サービス利用者が、福祉事業者と対等な立場でサービスを選択し契約できるよう、苦情解決への対応や福祉事業者の指導、評価体制の充実を図ります。

施策体系



推進施策・事業

3-3-1 各種福祉サービスの充実と分野横断的な福祉サービスの展開

① 高齢者に対する福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるようにするため、また、自らの選択に基づき、適切なサービスが利用できるよう、福祉サー

ビスの充実を図ります。

介護保険制度に基づく生活支援サービスと、住民の助け合い・支え合いによる生活支援が補完し合う体制を構築し、全体として高齢者に対する福祉サービスの向上につながるよう努めます。

② 障害のある人に対する福祉サービスの充実

障害に関する理解を深め、障害のある人が地域で暮らし続けられるような社会づくりを推進します。また、就労支援等の自立生活に向けた支援につながるよう努めます。

③ 子ども、子育てに対する福祉サービスの充実

保育や子育て支援のニーズ、また、社会情勢の変化に合わせ、次期子ども・子育て支援事業計画を策定し、事業者、学校、市民等と連携を図りながら、子育て支援の充実を図ります。

④ 介護予防事業の充実

より多くの高齢者等が介護予防に取り組めるよう、町内会や専門機関と連携し、介護予防事業の充実を図ります。

また、参加者が介護予防活動支援者となれるよう意識啓発に努めます。

⑤ 家族介護者に対する支援の充実

家族介護者の身体的、精神的負担の軽減が図られるよう、制度の継続・充実を図ります。

また、なお一層の制度の周知を行い、必要としている家族介護者への手当給付の徹底を目指します。

⑥ 分野横断的な福祉サービスの展開【新規】

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等に対する福祉サービスを総合的に提供したり、対象者やその世帯の状況に応じて複数の分野の福祉サービスを組み合わせたりするなど、分野横断的な福祉サービスの展開について、関連部署間の協議を必要に応じて実施していきます。

3-3-(2) 福祉サービス関連施設の計画的整備と内容の充実

① 高齢者福祉施設の整備

介護保険事業計画に基づき、施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスの計画的な整備を進めていきます。

② 障害者福祉施設の整備

施設整備補助事業を継続し、今後も福祉事業者等の開設を支援していきます。

③ 保育園の整備

安全で安心な保育環境の維持、向上を図るため、園舎の状況や保育ニーズなどを考慮しながら、整備計画に基づき、効率的かつ効果的な施設整備を計画的に実施します。

- ④ 児童クラブの整備
子ども・子育て支援事業計画に基づき、児童クラブ施設や支援員の確保を図っていきます。
- ⑤ 福祉人材の確保【新規】
介護や保育の福祉サービスを提供する事業所に興味のある人の発掘、働きたい人と事業所とのマッチング、就労支援、定着支援等、福祉人材の確保に向けた支援策を検討し、推進していきます。
- ⑥ 共生型サービスの推進に向けた支援【新規】
共生型サービスの普及・推進に向けて、共生型サービスに関する情報提供等の実施を進めます。

3-3-(3) 適正な制度運用とサービスの質の確保

- ① 福祉事業者による苦情相談制度の周知徹底
利用者の権利を守り、福祉サービスが適切に利用することができるよう、利用者等に対し苦情解決制度や苦情相談窓口の周知徹底を図ります。
また、利用者等からの苦情や事故報告の情報に基づき、実地指導を行います。
- ② 県運営適正化委員会制度などの適正な運用
利用者と福祉事業者の現状把握を行うとともに、引き続き、実地指導の際に苦情について確認を行います。
また、苦情につながる恐れのある事例については県などの相談窓口に報告します。
- ③ 保育園における苦情解決制度の周知と適正な運用
各園の掲示板などにおいて苦情解決の体制や制度の利用方法を紹介することにより、保護者への十分な周知を図ります。
- ④ 福祉事業者の第三者評価、自己評価の促進
民間の福祉事業者に対しては、情報開示や第三者評価と自己評価による開かれた事業運営を働きかけます。
また、公立の保育園については、第三者評価の受審を継続し、法令や利用者ニーズを踏まえた情報開示を行い、開かれた事業運営に取り組みます。
- ⑤ 福祉人材の確保
基本施策3-3-(2)-⑤の再掲(85頁)
- ⑥ 共生型サービスの推進に向けた支援
基本施策3-3-(2)-⑥の再掲(85頁)

基本施策
3-4

セーフティネットの整備

現状と課題

疾病等により一時的に生活費などに困る人もいるため、こうした世帯の更生と経済的自立を助長するための資金の貸付けを行っています。また、認知症など判断力の低下に伴って、日常生活を営むことが困難になった人が不利益を被るのを防止し、権利を守るため、日常生活自立支援事業と成年後見制度が整備されています。しかし、これらの制度について、一般的に十分に浸透している状況とは言えません。

増加している子どもや高齢者などに対する虐待、夫婦や恋人間でのDVなど、従来の支援だけでは対応が難しい事例が顕在化しています。そのため、本市においては、各種の虐待やDV等に対応できる体制として虐待等防止地域協議会を設置し、関係部局及び関係機関での情報の共有化と連携を図るとともに、総合的な支援体制づくりに努めています。

また、ひとり暮らし高齢者などへの支援については、町内福祉委員会による見守り活動だけでなく、福祉電話や老人クラブによる友愛訪問などの見守り活動を実施しています。また、ひとり親家庭で、親の疾病や冠婚葬祭などのため一時的に日常生活を営むのに支障がある世帯に対して、家事援助等を行う家庭生活支援員を派遣しています。

加えて、自殺対策基本法に基づき包括的な自殺対策の取組を展開していくことが求められています。地域福祉施策と連携して自殺対策に向けた取組を展開していく必要があります。

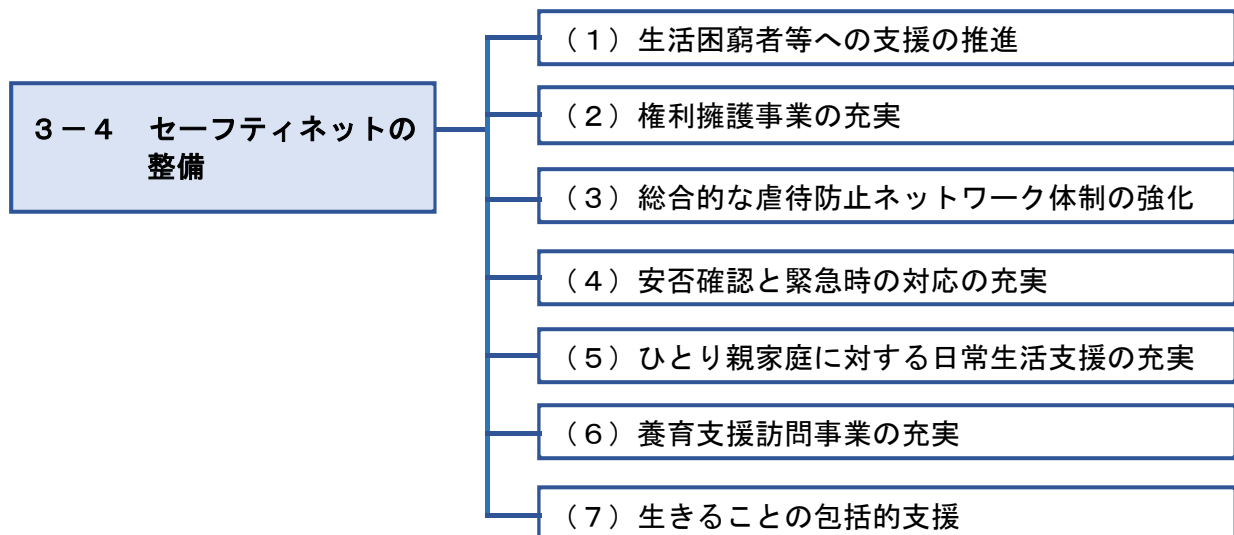
施策方針

- ① 一時的に生活資金などに困っている世帯の更生と経済的自立を助長するため、資金の貸付けを行うとともに、生活困窮者自立支援制度を踏まえ、生活困窮者への相談支援をより一層推進します。
- ② 判断能力が十分ではない人が増え続けていくなかで、できる限り本人の意思を尊重しつつ住み慣れた地域で暮らしていけるよう、日常生活自立支援事業と成年後見制度を周知し、活用を促進します。
- ③ 虐待やDV、いじめなどを許さない地域であることを周知するとともに、支援や見守りができる環境づくりを目指します。
- ④ 住民や福祉事業者、医療機関などと協力し、各種の虐待の通報や情報が市や専門機関に速やかに伝わるよう、連絡体制の強化を図ります。
- ⑤ ひとり暮らし高齢者の孤立防止のための事業を実施します。また、公営住宅に居住するひとり暮らし高齢者などに対しては、活動者の負担軽減を含めて安否確認等

を行う仕組みを検討します。

- ⑥ ひとり親家庭が必要とする日常生活の支援を推進します。
- ⑦ いのち支える安城計画に基づき、自殺対策に向けた取組を展開します。

施策体系



推進施策・事業

3-4-1 生活困窮者等への支援の推進

- ① 生活困窮者の相談窓口の周知と充実
基本施策3-2-(3)-⑦の再掲(82頁)
- ② 居住に課題を抱える者への支援【新規】
住居に課題を抱える生活困窮者に対して、住居確保給付金の制度等を活用して住居の確保を支援します。
生活の土台となる住居を確保したうえで、就労に向けた支援につなげます。
- ③ 就労に困難を抱える者への支援
基本施策1-4-(2)-④の再掲(65頁)
- ④ 貸付制度の周知及び相談支援
母子父子寡婦福祉資金貸付制度、善意銀行貸付制度、生活福祉資金貸付制度など、制度を周知するとともに、対象者世帯に対して、相談援助とあわせて必要に応じた資金貸付を行います。

3-4-(2) 権利擁護事業の充実

① 日常生活自立支援事業の周知と利用支援

制度の正確な理解の定着を図ります。

成年後見制度の利用への円滑な支援の移行をするため、関係機関との連携を強化します。

② 成年後見制度の周知と利用支援

認知症高齢者等が増加するとともに、「施設から地域へ」の政策転換のもと、知的・精神障害者の地域生活への移行が進むことが予想され、成年後見制度利用のニーズが高まることが見込まれます。このため、必要な人が制度を利用できるよう、広報への掲載等による制度周知を進めます。

なお、親族がない場合など必要に応じ、市長申立てや低所得者等への報酬助成・法人後見受任の実施により、成年後見制度の利用支援を図ります。

また、引き続き、本人、家族や住民・団体が適切に制度を利用できるよう、関係機関と連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。

3-4-(3) 総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化

① 虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化

今後とも関係機関と連携を強化して、情報の共有、役割の明確化を図るとともに、虐待の発生予防や早期発見、見守りを行います。

また、地域と連携した虐待防止のための啓発活動を実施します。

加えて、虐待を行った者を養護者又は保護者として支援していくことについても検討し対応策を講じていきます。

② 子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進

虐待やいじめを許さない地域づくりを進めるため、引き続き、家庭と学校だけでなく、地域が一体となり、地域における居場所づくり、世代間交流の場づくりなどを進めます。

また、継続した勉強会を行うことで、見守り活動の人材育成に努めます。

③ 住民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進

虐待の防止に努めるとともに、虐待の早期発見、通告・通報の重要性を周知するために、街頭啓発やリーフレットの作成、民生委員や関係機関職員の研修会などを開催します。

また、より効果的な啓発方法について検討します。

3-4-(4) 安否確認と緊急時の対応の充実

① 高齢者孤立防止事業の推進

事業の重要度が増していくため、民生委員等を通じて、対象者となる人への制度の周知及び利用促進を図ります。

安否確認で異変の疑いがある場合には、適切かつ速やかに対応できるよう、関係機関と連携し対応するほか、より多くの民間事業者と高齢者見守り事業者ネットワークによる協定を締結し、より細やかな見守り体制を築きます。

② ICTを活用した安否確認システムの調査研究【新規】

ICTを活用した安否確認システムについて、先進事例等を参考に、より良い方法を検討し、普及を促していきます。

3-4-(5) ひとり親家庭に対する日常生活支援の充実

① 家庭生活支援員の派遣

児童扶養手当等申請時に本事業が掲載されている「ひとり親福祉のパンフレット」を配布するなど、制度の周知を図り、生活に支障がある家庭に支援が届くよう努めます。

3-4-(6) 養育支援訪問事業の充実

① 家事支援員の派遣（産後の養育支援訪問事業）

支援が必要な家庭に対して、必要に応じて支援員を派遣します。

② 保健師等による訪問支援の充実

妊娠期からリスクのある妊婦への支援を保健師等が積極的に行うことで、出産後の支援につなげ、安心して子どもの養育ができる環境を整えることができるようにします。

3-4-(7) 生きることの包括的支援

① 自殺対策に向けた取組の強化【新規】

いのち支える安城計画に基づき、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、生きることの促進要因への支援などの取組を展開します。

基本施策
3-5

保健、医療、福祉と地域との連携の強化

現状と課題

ひとつの分野だけでは解決できない課題が多くなってきているため、保健や医療、福祉の関係機関のより密接な連携が必要となっています。

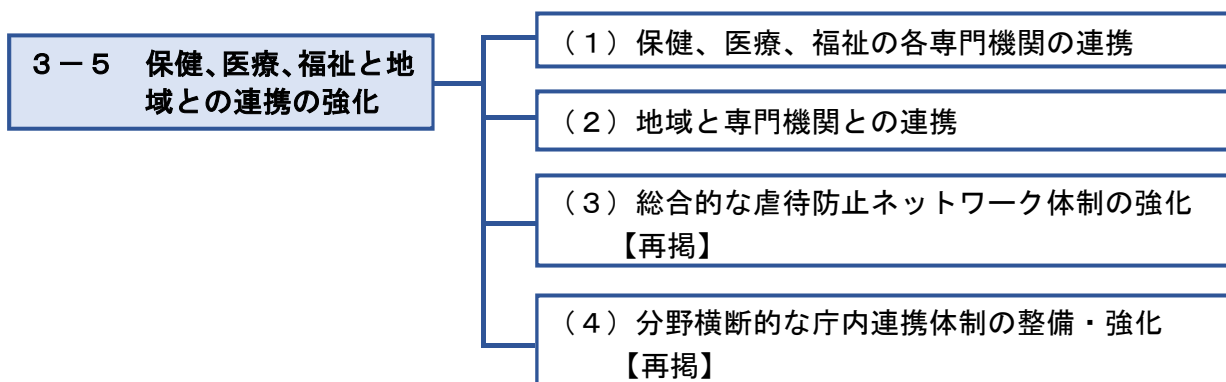
特に高齢者福祉においては、保健や医療分野との連携が必要です。本市では、地域包括支援センターが中心となって関係機関の調整を図っていますが、連携体制の構築はまだ十分とはいえない状況です。

専門機関と福祉事業者の連携によって、個々の状況に応じた適切なサービスの提供を行えるよう、総合的で多面的な支援体制の整備を促進することが必要です。

施策方針

- ① 保健や医療、福祉の各関係機関の連携を図り、地域における総合的な支援体制を整備します。
- ② 早期療育への支援体制の充実を図るため、療育担当者会や関係機関同士の情報交換会の開催、臨床心理士や公認心理師の参加による相談内容、状況等の報告を行い、連携を図っていきます。
- ③ 地域において様々な生活課題を抱えている者を包括的に支援していくため、保健や医療、福祉にかかわる庁内の関係部局の連携体制を強化していきます。

施策体系



推進施策・事業

3-5-1 保健、医療、福祉の各専門機関の連携

① 高齢者に対する総合的な支援体制の確立

住民、専門機関等を含めた地域ケア会議の開催を継続するとともに、その対象者の拡大に向けた検討を行います。また、研修会や勉強会等を通じて在宅医療・介護連携をさらに推進していきます。

② 早期療育に向けた支援体制の確立

療育関係機関連絡会の参加団体の見直しを含めて、関係機関と役割分担の明確化、連携の強化に努めるとともに、ライフステージに応じた適切な支援体制の構築を目指します。

③ 自立支援協議会を通じた事業者間の連携の促進

自立支援協議会を通じて、関係機関が相互に連携を図ることにより、地域における障害のある人への支援体制について情報を共有し、連携の強化を図ります。

3-5-2 地域と専門機関との連携

① 地域ケア体制の推進

3-2-(2)-③の再掲(81頁)

② 障害者が地域で暮らすための専門機関と地域との連携の推進【新規】

病院や施設から地域生活への移行や親元からの自立にあたって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしを体験する機会・場の提供を検討します。

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行います。

地域生活支援拠点等と地域包括支援センターや病院等との連携を推進します。

3-5-3 総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化(再掲)

① 虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化

3-4-(3)-①の再掲(88頁)

② 子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進

3-4-(3)-②の再掲(88頁)

③ 住民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報啓発活動の推進

3-4-(3)-③の再掲(88頁)

3-5-4 分野横断的な庁内連携体制の整備・強化(再掲)

① 包括的な相談支援体制の整備

3-2-(1)-①の再掲(81頁)

② 分野横断的な福祉サービスの展開

3-3-(1)-⑥の再掲(84頁)

基本施策
3-6

高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や
移動手段の充実

現状と課題

誰もが住みなれた家庭や地域で安心して暮らすには、自由に移動できることが必要です。しかし、車いすなどを利用している人にとって、段差や階段などは本人の自由な移動を制約します。

このため、本市では、様々な人が利用する公共施設において、段差の解消、スロープやエレベーター、多目的トイレ等の設置に努め、誰にでも利用しやすい施設整備を積極的に推進するとともに、自宅のリフォームについても支援しています。

また、道路の段差の解消やあんくるバスのバリアフリー化など、移動時における制約の解消にも努めています。その他、鉄道事業者に対して駅舎にエレベーターの設置要請をするなど、民間施設においてもバリアフリー化の推進を促すほか、駅前広場などの公共空間の整備を進めています。

今後も、年齢や障害の有無に関わらず、すべての人にやさしいまちづくりを、引き続き進める必要があります。

施策方針

- ① 道路の段差の解消や公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの導入など、誰にでも利用しやすい施設整備と移動時の制約の解消を推進します。
- ② 駅舎、自由通路等へのエレベーター設置要請など、鉄道事業者をはじめとする民間施設のバリアフリー化への働きかけをします。

施策体系

3-6 高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実

(1) 公共施設等のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの導入

(2) 交通のバリアフリー化の推進

(3) 住まいのバリアフリー化の推進

(4) 安心、便利な移動、外出支援の充実

推進施策・事業

3-6- (1) 公共施設等のバリアフリー化の推進と

ユニバーサルデザインの導入

- ① 施設改修時におけるバリアフリー化の推進
学校施設等の改修工事を改修計画に沿って計画的に実施します。
- ② 施設新設におけるユニバーサルデザインの導入
障害のある人や要介護の高齢者だけでなく、誰もが安全に安心して利用できる施設となるよう、今後も条例の対象施設だけでなく、新設施設はユニバーサルデザインを導入します。

3-6- (2) 交通のバリアフリー化の推進

- ① 道路の段差等の解消の推進
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨に沿った道路整備を引き続き行います。
- ② あんくるバスのバリアフリー化の促進
バリアフリー対応車両での運行を継続します。

3-6- (3) 住まいのバリアフリー化の推進

- ① 人にやさしい住宅リフォーム費助成事業
自立した生活を送るために、本事業を必要とする人への利用を促します。
また、施工業者への説明会を開催し、申請時の注意点を周知します。
- ② リフォームヘルパー派遣事業
多様な専門職がチームで支援することにより、専門性を活かした住宅改修への助言が行われることから、引き続き、在宅生活を支援する事業として推進します。
- ③ 市営住宅のバリアフリー化
今後も高齢化の進展が予想されることから、市営住宅の改修時には、高齢者や障害のある人に配慮した住戸改善を行います。

3-6- (4) 安心、便利な移動、外出支援の充実

- ① 車いす貸出し事業
けがや病気等により一時的に車いすが必要となる場合など、広く住民に必要なサービスであるため、事業を継続します。
- ② 車いす移送車貸出し事業
車いす利用者の活動範囲が広がり、生活の質が高まるサービスであるため、事業を継続します。

③ 高齢者外出支援サービス事業

利用者へ制度の周知を図るとともに、多くのタクシー事業者に登録してもらい、利用者の利便性の向上を目指します。

④ 障害者福祉タクシー料金助成事業

利用者へ制度の周知を図るとともに、多くのタクシー事業者に登録してもらい、利用者の利便性の向上を目指します。

⑤ あんくるバスの運行

75歳以上の高齢者や障害のある人の乗車運賃を無料にし、外出支援と社会参加の促進を図ります。また、できるだけ高齢者等が利用しやすいバス停等の待合環境の整備を検討します。